

平成25年度 第1回八幡市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成25年9月12日（木）午後1時から

場 所：八幡市役所 分庁舎2階 会議室A、B

1 開会

2 委嘱状の交付

3 市長挨拶

4 委員紹介

5 子ども・子育て支援新制度の概要説明、会議の役割について

(事務局)

- 資料確認
- 子ども・子育て支援新制度の概要説明とこの会議の役割について説明

「子ども・子育て支援新制度について」

子育てをめぐる現状課題として、全国的な動きの中で、急速な少子化の進行、結婚・出産・子育てが希望に合わない、かなわない現状、そして子ども・子育て支援が質・量ともに不足している、子育ての孤立感・不安感が増大している、さらに全国的に深刻な待機児童の問題、放課後児童クラブの不足、こういった諸々の子どもをめぐる現状課題があります。こういった中で今回の支援新制度については、1つ目に「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、2つ目に「保育の量的拡大・確保」、これは待機児童の解消や地域の保育の支援です。3つ目に「地域の子ども・子育て支援の充実」が掲げられています。この新制度については、子ども・子育て関連3法として、昨年8月に可決・成立しています。こちらの主なポイントは4点ほどあります。

1点目は、「認定こども園制度の改善」において、特に幼保連携型の認定こども園について、これまでは幼稚園は学校教育法に基づく認可、保育所は児童福祉法に基づく認可、そして幼稚園・保育所それぞれが財政処置を取れるかたちでしたが、今回の改善による改正後は、単一施設としての認可・指導・監督を一本化、そして財政措置は施設型給付で一本化という動きになっています。

2点目は、「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設」です。施設型給付については都道府県認可ということで、認定こども園、幼稚園、保育所が位置づけられます。そして今回新たに創設された地域型保育給付については市町村認可で、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育というものが位置づけられています。ここで目新しい名称としては小規模保育があります。これは利用定員6人から19人という枠の中での保育です。また家庭的保育は5人以下という利用定員です。この2つのどちらについても、保育者の居宅・その他の場所で保育が行われる現状です。事業所内保

育は、事業所の従業員のほか、地域に開放することを条件で給付対象になっています。これらの地域型保育給付については、特に3歳未満児を対象として給付が行われるかたちです。

3点目は、「地域の子ども・子育て支援の充実」については、利用者支援というところが目新しいところです。これは入園相談で、例えば全国的には横浜の保育コンシェルジュ機能が利用者支援事業として位置づけられてくるかと思えます。このようなところを充実していくということで主なポイントとして挙がっております。

4点目は、こちらの自治体が基本的には市町村が実施主体ということで、地域のニーズに基づき、計画を策定していき、27年度からの給付事業を実施していくということで、大きなポイントとして挙がっています。

最後に、こちらの新制度を動かしていくにあたり、子ども・子育て会議の設置が位置づけられています。国ではすでに子ども・子育て会議が設置されており、議論が進んできています。地方版の子ども・子育て会議については努力義務ということですが、八幡市についても、今回子ども・子育て会議を設置し、議論を進めていくかたちになります。

次に「保育を必要とする場合の利用手続き」ということで、細かく示されていますが、今回新たに、「保育に欠ける」というところから「保育を必要とする」というようなかたちで認定がされるようになります。これは具体的には3歳から5歳の幼児期の学校教育を必要とするもの、3歳から5歳の保育の必要のあるもの、0歳から2歳の保育の必要のあるもの、この3つの認定区分に基づき認定されていくこととなります。さらには入所支援、利用者負担等ありますので、こちらの子ども・子育て会議を通じて、これらの基準等を明確にしていくということもあります。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要」ということで、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の現在の状況、そして保育・教育の現在の利用状況、そして利用希望、これらの需要の部分を調査・把握しながらつくっていくかたちになります。この計画期間は具体的に5か年ですので、27年から5か年の計画をつくり上げていくこととなります。

子育て支援事業計画を策定していくための意見聴取をさせていただく場が、八幡市子ども・子育て会議になります。委員さんの役割としては八幡市子ども・子育て会議に出席し、八幡市の子ども・子育て支援に対するご意見等を述べていただくこととなります。そして、この会議は年3回程度を予定ということですので、本年度3回行うかたちになります。

(事務局)

○ 八幡市子ども・子育て会議条例について説明

第1条でこの条例の趣旨を述べています。

第2条で設置ということで、今回は子ども・子育て支援法により、その権限に属するものとされた4つの項目について会議をおくということです。1項目は特定教育・保育施設の利用定数の設定に関することです。保育園・幼稚園の定員をどうしていくかということです。2項目は特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること、3

項目は子ども・子育て支援事業計画に関すること、4項目は子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することです。基本的に計画を策定し、その後の進捗状況を評価することが、この子ども・子育て会議の中身になるかと考えています。

第3条には組織について示されており、第2項で任期は3年としています。

第4条で臨時委員について必要がある場合には設置することができるというかたちにしております。

この後、互選で会長・副会長を選出していただきますが、第5条に、会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選によりこれを定めるとなっております。第2項で、会長・副会長の任期は委員の任期によるということです、その期間になります。さらに第3項、第4項で、会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとなっております。

第6条は会議の開催についてで、会議は会長が招集し、会長が議長を務めるとなっています。今回は第1回ですので、市長が招集をさせていただきました。第2項で、会議は委員議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと、第3項で、出席された委員の過半数で可決をしていくということです。

第7条では意見の聴取ということで調査審議のために必要なときには関係者から意見を聞くことができるとあります。

第8条には庶務として、子ども・子育て支援担当課において処理をするということで、今回は事務局として子育て支援課並びに保育・幼稚園課が共同で取り組んでおります。

6 会長・副会長の選出、挨拶

- 八幡市子ども・子育て会議条例第5条第1項に基づき、委員の互選によって会長及び副会長を選出
- 会長・副会長挨拶（会長挨拶の際に、7 発達資産についての説明）

7 発達資産について

（会長）

- 子どもの発達資産について説明

子育て支援の中でも人のつながりがとても重要で、実はそういうことを考えているときに、発達資産という考え方に会いました。資料の編集者は、文部科学省のシンクタンクであり政策研究を行っている機関、国立教育政策研究所の方です。その方にアメリカで発達資産というおもしろい考え方があると紹介してもらい、読みだすとなかなかおもしろいものでした。一緒に紹介しているような本がありましたが、アメリカの考え方をそのまま日本にもってきてもできるわけでもない、日本の状況を踏まえつつアメリカで言われている発達資産をどう生かしていけるのかを考えながら、知り合いのメンバーを募り編集してつくった本です。具体的に申しますと、発達資産とは、青少年のよりよい発達をうながす環境と心理的、内面的な諸力の2つの力がうまく働けば、青少年のよりよい発達を促せるだろうということです、その力のことをい

います。発達資産では、環境的諸力を外的資産、内面的諸力を内的資産と呼び、整理しています。内的資産には4つの大きな柱があり、学習への参加、肯定的な価値観、社会的な能力、肯定的なアイデンティティになります。

(1) 学習への参加については、例えば学校での学習にやる気があるかどうか、積極的に参加しているかどうか、家庭で毎日少なくとも1時間は学習しているかどうか、学校に関心があるかどうか、週に3時間以上は楽しく読書しているかどうか、というような内容が具体的な項目として挙げられています。基本的には学校での学習が中心ですが、読書などは家庭でもすることです。

(2) 肯定的な価値観の具体例としては、他者の援助に高い価値をもつ、ということで、他者を助けることを重んじるということです。平等の促進、貧困や飢えの撲滅に高い関心をもつ、ということで、これは社会的正義という言葉で言われています。差別や人権の問題もここに入ってくると思いますが、そのようなものをなくしていくことに高い価値をもつということです。信念に基づいて行動し信念を守る、困難なときにも真実を言う、個人の責任を自覚し全うする、性的行為の乱れやアルコール・ドラッグの使用を固く拒否する、というような内容が並んでいます。

(3) 社会的な能力の具体例としては、計画や選択のしかたを知っている、共感性、感受性、友人をつくる技能をもつ、異なる文化的、人種的、民族的な背景をもつ人々を理解し受け入れる、好ましくない仲間からのプレッシャーや危険な状況に抵抗できる、争いを非暴力的に解決できる、という内容が挙げられています。抵抗する技術とは目新しいと私自身は思います。きちんと抵抗できるということは社会的に重要な能力だと思います。親や保護者が止めるのではなく、子ども自身がいやだと抵抗する、拒否するということは、大きな社会的な力なのだと、この項目から感じられると思います。

(4) 肯定的なアイデンティティの具体例は、自分の身の回りで起こることを自分で制御できる、高い自尊心をもつ、という内容です。これは **self-esteem** という言葉の訳であり、最近、教育学・心理学の分野では重要な言葉で、そのまま片仮名表記されることもあります。例えば学力との関係など、いろいろな調査をしている方がおられます。自分に価値を見いだすということは大人になっても重要なことだと思います。他には、自分の人生には目的があると感じる、自分の将来を楽観視できる、という内容です。外的資産についても4つの大きな柱をたてています。

(1) 支援、サポートと表現されています。具体的には、家族が大きな愛と支援を与える、親子が積極的にコミュニケーションをとり、子どもが親に助言や忠告を求める、3人以上の親以外の大人から支援を受ける、思いやりのある近隣地域で過ごす、学校は思いやりがあり青少年を勇気づける環境を提供する、親は子どもが学校で成功するよう積極的に支援する、という内容です。家族や学校のサポート、そして地域社会のサポートが必要だということです。3人以上の親以外の大人からの支援ということは興味深く、これは親からの影響とは違う意味があり、重要です。親には言えないことが言える場合もあるかと思いますが、よその大人としゃべることは危ないという世の中になってきて難しいことですが、日頃からの関係づくりが大切になってくると思います。

(2) エンパワーメントについては、パワーは英語で力という意味で、もともとの意味は「権限を与える」ということです。この文章では青少年自身に権限を与えることが大事だと言われているようです。具体的には、青少年自身が地域の大人に評価されていると感じる、青少年が地域で有意義な役割を与えられている、青少年は週に1時間以上地域に奉仕する、青少年が家庭・学校・近隣にいて安全だと感じる、という項目です。役割をもつことが、先程の自尊心の育成にもつながる可能性もあると思います。

(3) 規範と期待の具体例は、家族が明確なルールや原則をもち、子どもの居所を見守る、学校は明確なルールや原則をもち、近隣住民は責任をもって青少年の行動を見守る、親や他の大人が好ましく責任ある行動のモデルとなる、親友が好ましく責任ある行動のモデルとなる、親や教員は子どもがうまくやっけていけるように配慮する、という内容です。規範ですのでルールや原則を明確に示すということで、それと共に子どもに対する期待の表現、温かい目で見守っていくということです。それは親や教員に加えて近隣の地域の人にも、と書かれています。

(4) 時間の建設的な使用は、他のものと少し違うように思います。時間の使い方です。外的資産に入ります。週に3時間以上音楽や演劇その他の芸術活動に費やす、週に3時間以上をスポーツやクラブ活動・学校や地域組織の活動に費やす、週に1時間以上を宗教団体の活動に費やす、友人と夜に「特に何をすることもなく」外出するのは2日以内にとどめる、という内容です。時間もとても具体的で、この通りにできるわけがないとは思いますが、具体的なのでわかりやすくなっています。4つ目の、友人と夜に「特に何をすることもなく」外出するのは2日以内にとどめるということから、家族と共に過ごす時間を大切にすべきだということが主眼だとわかってきます。時間の過ごし方としては、学校での過ごし方や地域での文化芸術活動なども入っています。

このようなものを資産として蓄えていくことで、子どもたちの発達がより促されるのではないかということ、そのような資産づくりに家庭や学校だけでなく地域社会全体でも取り組んでいくことが必要だという考え方です。当然、うちの地域ではできない、これを全部やらなければいけないのではたまらない、という批判もあります。また、このような大事なことは時とともに変わっていくのではないかという批判もあります。どちらの批判もその通りだと思います。これはあくまでも1つの指標で、その地域ごとに違う考え方もありますので、実際に適用していく地域で柔軟にとらえていただければよいかと思います。このようなことは具体的にはあまり言われていない気がしますので、そういう意味では1つの指標になるかと思い、ご紹介させていただきました。

8 議事

(1) ニーズ調査項目の説明について（国、府、市の調査項目）

(事務局)

- 八幡市がめざす「子どもにとって良質な子育て環境づくり」のための基本的な考え方、就学前のお子さんの保護者用アンケート(案)、小学1年生から3年生までのお子

さんの保護者用アンケート（案）及び子育て肯定感等に対するアンケートについて説明

今回のニーズ調査においては、子ども・子育て支援事業計画の基礎資料となるものであり、保育や子育て支援事業についての現在の利用状況や今後の利用意向を調査し、保育等に関する事業量の見込みを出すこととなります。国の子ども・子育て会議において基本的な設問項目は設定されており、現在、全国一斉に各自治体が調査を始めているところです。

先ず調査項目について説明します。調査項目としては、今後地区別の保育ニーズ等を勘案する上でお住まいの地域、子育て家庭の家族構成等の状況、日常子育てを担っている方、子育てに関する相談等の状況、父親、母親の現在の就労状況及び今後の就労希望、平日の定期的な教育・保育の利用状況ということで、現在のお子さんの保育園や幼稚園等の利用状況および今後の保育・教育等の利用希望、地域子育て支援センターなど地域の子育て支援事業に対する認知度及び利用状況、土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用状況および利用希望、子どもの病気の際の現在の対応状況及び今後の希望、一時的な保育など不規則の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況及び利用希望、小学校における放課後児童クラブの利用状況及び利用希望、職場の両立支援制度ということで父親、母親の育児休業の取得状況等となります。以上が国で示された調査項目であり、その中で、事業量を出していくうえでの必須項目と任意項目とに分けています。

市の調査においては、小学校入学前のお子さんの保護者と小学校1年生から3年生のお子さんの保護者を対象とします。設問の設定にあたっては、国の設問とともに、京都府の独自の設問が示されており、それらをすべて勘案し、組み立てていく考えであります。

また、保育等の量的な調査とともに、子どもにとって良質な子育て環境づくりとして、先程お話しがあった発達資産の話も含めて、保護者の子育てに対する意識がどのようなものであるかを調査し、今後の養育、保育、教育のあり方について検討していきたいと考えています。

この調査で、子どもにとっての良質な環境づくりのための「意識」、「知識」、「スキル」に着眼し、八幡市の子どもの発達段階における課題を明確にしていきたいと考えています。先ず「意識」としては、親自身が子育てに対して楽しさや充実感などの肯定的な気持ちを持つことが必要であり、そのため「知識」（発達資産の積み上げ）が重要であり、そして「スキル」（ポジティブな養育力）を向上すれば「意識」（子育て肯定感）が高まるという相互関連があると考えています。

乳幼児期の子育てを振り返ってみて、「子育て肯定感」に対する保護者の意識の状況、発達資産の重要度と不足度についての考え、「ポジティブな養育」に対する重要度と不足度についての考えとなっています。この調査の対象は、小学校入学前のお子さんの保護者の調査項目が多いことを考慮し、小学校1年生から3年生のお子さんの保護者の方を対象者として考えています。

(会長)

何かご質問、ご意見があればお願いします。

(委員)

欽明台地域は昔から住んでいる人とニュータウンなどに新たに入居されている人が混在しています。住民の方からさまざまなニーズを聞いている中には、ニュータウンなどに新たな入居者が増え、不足している施設が多いということを知ります。また、今回の調査においては、戸建の住宅に住んでいる人と大規模マンションに住んでいる人ではそれぞれニーズは違うと思います。その中で美濃山小学校区全体として集計分析すると、偏った、また真のニーズは捉えられないと思います。この会議においてもニュータウンの実情を訴える人が少ないと思います。今回のニーズ調査を行う上で、その当りも十分考慮していただきたいです。

(会長)

サンプルの抽出についてはどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

今回の調査においては、美濃山小学校区において意味のある分析結果も必要ですが、市全体として子育てに施策に対する受給バランスを考慮しながら、これからの取り組みの展開を検討していく必要があります。また、今後事業所調査や住民の方とのワークショップを予定していますので、アンケート調査と併せて市民の方のご意見等を取り入れながら計画に反映していくよう考えております。

(会長)

旧新の地域では実情は違うと思いますので、その当りも考慮していただきたいと思っています。

(委員)

「子育て肯定感」に対するアンケートについて、調査の質問内容の対象が保育者であったり、保育者または保護者かだれに問うているのかわかりにくいです。

(会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

調査項目を作成するうえでの出典は保育者が対象でありましたが、今回の調査は保護者が対象となりますので訂正させていただきます。

(会長)

他にご意見等ありますか。

(委員)

「子どもの成長過程における発達資産」に対するアンケートについて、専門的な内容が多くわかりにくいと思います。今までにいろいろな調査に答えてきましたが、この項目は何が聞きたいのかが理解できないときがあります。この項目にはどのような思いがあるのか説明することが必要であり、それによって回答する側の切実な思いを反映できると思います。もう少し文章等を考えてほしいと思います。

(事務局)

発達資産等については、設問内容も含めて、会長と協議させていただいて、わかりやすい表現に改善していきたいと思っています。

(会長)

わかりやすい調査内容とともにアンケート調査の趣旨についてもご検討よろしくお願いたします。

(2) ニーズ調査の手法について

(事務局)

○ ニーズ調査の手法について説明

今回の調査対象としては、就学前児童の保護者約 4,000 件、就学児童の保護者約 2,000 件を考えています。その他として、今後妊婦、子育て支援当事者及び支援者への調査も検討しています。配布・回収方法について、就学前児童用については、保育園・幼稚園に通っている方は保育園・幼稚園を通じて配布・回収を行い、通っていない方は郵送による配布・回収となります。就学児童用については、小学校を通じて配布・回収となります。また、配布数については、回収率を考慮し、有意な調査結果が出せる数となっています。

(会長)

何かご質問、ご意見があればお願いします。

(委員)

私立の学校法人の幼稚園の者ですが、給付・事業の全体像として、施設型給付として認定子ども園、幼稚園、保育所などがあります。今後認定子ども園への移行を考えていく中で、新制度へ移行を希望しない幼稚園には、私学助成を継続とありますが、一方、認定子ども園制度の改善において、改正後において財政措置は「施設型給付」で一本化となっています。私学助成等、市としての給付の体系がどのようになっていくのか、私立幼稚園に対して現時点どのような考えをもっておられるのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

給付事業の部分については、基本的には私立の保育園、幼稚園は従来どおりであると聞いていますし、変更等があるなら何らかに説明があると思います。今後3歳、4歳、5歳の教育を考えていく中で、5歳児から無料化がどういう形で進んでいくか、これから方針が出てくる中で会議において議論を進め、施策に反映していきたいと考えています。

(委員)

ニーズ調査について、たくさんの項目がある中で、子育てにしっかり向き合えないと書けない気がしました。回収を考えると、回答してくれる人は子育てに対して意識が高い人であり、本当に支援を必要としている人に協力してもらうことが必要だと思います。そのため、調査内容から、今後進めていく方向性が見える設問を考えてほしいと思います。また、発達資産についても理解していただき、協力してもらうことが必要だと思います。

(アドバイザー)

まずは、調査の趣旨を明確にすることであり、そのために今の利用実態を正確に把握したいことと、皆さんのためのものを皆さんとともに作りましょうというなかで、

皆さんの声としてあげてほしいことを調査の前提としてはっきりしておくことが必要です。また、一人でも多くの方が答えてもらえるようにシンプルな構成にしていくこと、そして、アンケートを送る前にダミー回答として、何人かの一般の人に回答してもらい、わかりにくい部分を丁寧に改善していくことが重要です。

(会長)

先程のご意見のなかで、子育てに向き合いながら、できていることを聞かれていくなかで、できていないことが多く、落ち込んでいくことも考えられるため、文言には十分気をつけないといけないと思います。

(委員)

美濃山地区のニュータウンは、40年前の男山と重なる部分があります。人口が急激に増えて、学校が足りないという状況もありました。そのような経験を踏まえ、行政のほうもノウハウを持っておられると思いますので、今の若い人が子育てしやすい環境をつくっていただきたいと思います。調査内容については、子育てを終えた人からみても回答するには大変な感じがしました。また、アンケートの配布数と必要な標本数について提示されていますが、この関係についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

今回の提示した抽出数は、各歳で有意な結果が出せる標本数となっています。

(会長)

できるだけ多くのサンプル数がとれるようにお願いします。

(委員)

2つのアンケートを一つにまとめることができないでしょうか。今回の調査の対象となる子どもが3人、4人いると重なっている設問も多く、負担が大きいです。また、われわれの言いたいことが書けるような、何でも好きなことが書けるような落書き的な白紙のスペースをつくってもらう工夫が必要だと思います。

(事務局)

事務局としては、出来るだけ項目を減らす方向で考えています。子どもの兄弟の多い世帯については配布にあたって考慮していきませんが、就学前と就学児のそれぞれが対象になることはあります。今回のご意見を参考しながら検討させていただきます。

(会長)

自由記述欄の重要なことが書かれている場合もありますので、よろしく願いいたします。

(委員)

お願いですが、アンケートを配る前に、既存の事業、施設の認知徹底をしてから調査してほしいです。施設を知らないから不便ですとなつては、調査としていかがでしょうか。

(事務局)

市として子育てガイドを発行しており、そのようなものを活用しながら、現状の事業を知ってもらう工夫を考えていきたいと思っています。

(委員)

美濃山地区に母子センターが出来ることなど、今後の整備されるものも含めて認知

の徹底をお願いします。

(事務局)

欽明台地域の子育て支援センターについては議会で予算の審議しており、病児保育については平成 26 年度実施する予定ですので、基本的には法定事業として実施していることを示していく方向で、工夫していきたいと思ひます。

(会長)

よろしくお願ひいたします。その他ご意見については今月中に事務局へご連絡をお願ひいたします。

(事務局)

調査項目につきまして、国の必須項目は必要であり、任意項目については任意でありますので、必要かどうか考えていただき、電話、FAX でご連絡いただければと思ひます。

(会長)

それらの意見等を踏まえ、会長、副会長、事務局で調査項目を固めていきたいと思ひます。

9 連絡事項

会議については、3 月まで今回を含めて 3 回予定。次回は 12 月中に開催予定。

10 閉会